

令和５年度第３回呉市地域公共交通協議会（書面審議）
【審議結果一覧表】

協議事項に対する審議結果は、次のとおりです。

(1) 呉市地域公共交通協議会規約等の一部改正について

	承認	不承認
御回答	２２	０

御意見欄

- ・ ここでいう「協議」とは、「議決」を意味します。よって、従来のように協議会本体で運賃について「議論」するのは何ら問題ありませんが、その結果合意できても法的に効力はありません。別途、運賃協議委員会で「協議」し「議決」することで初めて効力が生じます。
- ・ 「関係事業者が複数の場合には運賃協議委員会も複数回開催が必要となる」は、「関係事業者が複数いる場合、運賃協議委員会は事業者ごとに開催が必要となる」が、誤解がないと思います。